

平成28年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注 意】

- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続をしてください。
- ・ 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。
なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。）を併せて御用意ください。
なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。
- ・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを御参照ください。）
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

<対外決済の事実を証する書類の提出について>

本年度から、「太平洋種にしん」の輸入発表に基づく商社割当て（実績割当て）の申請書類について、過去の「太平洋種にしん」の商社割当て（実績割当て）を受けたことにより申請する場合（4の（1）の①－1のア及びイの要件を満たす場合）には、誓約書を提出することによって、自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写しを提出する必要がなくなりました。ただし、後日、国内決済取引であるとの懸念が生じた場合など、必要に応じて対外決済書類等を確認する場合があります。ので、引き続き、関係書類の適切な管理をお願いします。

<水産物に係る輸入承認の有効期間の最大延長可能期間の明確化について>

本輸入発表に係る輸入割当証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は、先着順割当ての場合を除き、原則6か月です。なお、審査基準に照らして特に必要があると認められる場合には6か月を超えない範囲内においてその有効期間を延長することができますが、輸入承認証に切り替えた日から起算して24か月を超える再延長はできません。

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商 品 名	申請に用いる 数量単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のにしん 並びににしんのフィッシュ ミール	キログラム

※ この輸入発表に係る輸入割当証明書により輸入できるにしんは、太平洋種にしん（*Clupea pallasii*）に限る。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当て（実績割当て）	28, 240
需要者割当て	18, 500
海外水産開発割当て	33, 000
先着順割当て	12, 260
計	92, 000

3 申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については5を参照のこと。）

（1）商社割当て（実績割当て）

- ① 平成29年3月8日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで
受付場所は、経済産業省本館9階西8：9西8共用会議室

- ② 追加の申請については、平成29年4月5日から平成30年1月4日まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前10時から午前11時45分まで
受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

（2）需要者割当て

平成29年3月8日から平成29年6月7日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで
平成29年3月8日に限り、受付時間は午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで
受付場所は、経済産業省本館9階西8：9西8共用会議室
なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

（3）海外水産開発割当て

平成29年4月22日から平成30年4月21日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで
受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(4) 先着順割当て

平成29年3月8日から平成29年12月7日まで（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

平成29年3月8日に限り、受付時間は午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで。受付場所は、経済産業省本館9階西8：9西8共用会議室

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

4 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当て（実績割当て）

①ー1 商社割当て（実績割当て）の申請受付開始日（平成29年3月8日をいう。以下4の（1）において同じ。）に申請を行う者の資格

過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者であって以下ア及びイの要件を満たす者、又は平成27年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成28年3月11日付け輸入発表第21号をいう。以下同じ。）に基づき先着順割当てを受けた者であって以下イ及びウの要件を満たす者

ア 過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあつては、当該輸入割当てにより、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの期間に太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した太平洋種にしん全量について、4の（1）の②のアの(b)の書類によって証明されたものをいう。）

イ 平成26年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成27年3月16日付け輸入発表第21号をいう。以下同じ。）に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から平成29年1月31日までの太平洋種にしんの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ 平成27年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上）である者（消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した太平洋種にしん全量について、4の（1）の②のアの(c)及び(d)の書類によって証明されたものをいう。）

①ー2 追加の申請を行う者の資格

本輸入発表に基づき、商社割当て（実績割当て）又は先着順割当てを受けている者であつて、以下いずれかの要件を満たしている者

ア 申請受付開始日に商社割当て（実績割当て）の申請を行い当該輸入割当てを受け

ていること（本輸入発表に基づき先着順割当てを受け、かつ本輸入発表に基づき 1 回目の商社割当て（実績割当て）を受けた者を含む。）

イ 本輸入発表に基づき既に商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けている者（2 回以上商社割当て（実績割当て）を受けている者）にあつては、追加割当分に係る輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の 80% 以上であること

ウ 本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の 80% 以上（2 回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の 80% 以上）である者であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること。なお、ここでいう輸入通関実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した太平洋種にしん全量について、4 の（1）の②のアの(c) 及び(d) の書類によって証明されたものをいう。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については 5 を参照のこと。）

ア 本輸入発表に基づき 1 回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

（4 の（1）の①－1 又は 4 の（1）の①－2 のウの資格により商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

(a) 輸入割当申請書（2 通）

(b) 4 の（1）の①－1 のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

(c) 4 の（1）の①－1 のウ又は①－2 のウに示す輸入通関した太平洋種にしん全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む）、支払先銀行（国名又は地域名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）

(d) 平成 26 年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者及び平成 27 年度「太平洋種にしん」の輸入発表又は本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の原本及びその写し並びに輸入割当証明書の写し

(e) 輸入割当別輸入通関実績集計表（別紙様式 1）

(f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式 2）及びこれに係る添付書類

(g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式 6）

(h) 4 の（1）の①－1 のア及びイの要件を満たす者にあつては、対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式 7）

(i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状

(j) その他審査に必要と認められる書類

（注 1）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

（注 2）4 の（1）の①－1 のア及びイの要件を満たす者にあつては、自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む）、支払先銀行（国名又は地域名を含む）及び金額が確認できるもの）は提出する必要がない。ただし、後日必要に応じて確認する場合がある。

イ 本輸入発表に基づき 2 回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

（4 の（1）の①－2 のアの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

- (a) 輸入割当申請書（２通）
- (b) ４の（１）の①－２のアに示す輸入割当証明書の写し
- (c) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (d) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式６）
- (e) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (f) その他審査に必要と認められる書類

ウ 本輸入発表に基づき、既に、商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けた者（２回以上商社割当て（実績割当て）を受けた者）が、更に、追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

（４の（１）の①－２のイの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

- (a) 輸入割当申請書（２通）
- (b) ４の（１）の①－２のイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し並びに輸入割当証明書の写し
- (c) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (d) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式４（商社割当て追加申請用））
- (e) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式６）
- (f) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (g) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

ア 申請受付開始日に申請する者にあつては、２の輸入割当限度数量を４の（１）の②のア又は５の（３）の②により提出された４の（１）の①－１のアに示す期間に係る太平洋種にしんの輸入通関実績及び４の（１）の①－１のウに示す太平洋種にしんの輸入通関実績の範囲内で、申請のあった数量を割り当てる。ただし、当該輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、２の輸入割当限度数量を当該輸入通関実績に応じ、あん分して得た数量の範囲内で、申請のあった数量を割り当てる。

イ アの結果、輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を下回った場合、アにより商社割当て（実績割当て）を受けた者又は４の（４）により先着順割当てを受けた者を対象とし、追加の申請を受け付ける。１申請者１回当たりの割当数量は１、０００トンを限度とし、申請のあった数量を２の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前１０時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、追加申請受付開始日（平成２９年４月５日）に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一

の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）。（ただし、商社割当て（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

イ 本輸入発表に係る輸入割当て証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、商社割当て（実績割当て）の追加申請の場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（2）需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官から発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

- (a) 輸入割当て申請書（2通）
- (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

平成29年2月22日付け28水漁第1415号「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

4の（2）の②又は5の（3）の③により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

- ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。
- イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領」に基づき、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(3) 海外水産開発割当て

① 申請者の資格

海外において持続可能な水産資源開発を行う当該国政府機関が認めた漁業管理団体等と協力し、我が国への当該資源の安定供給を図ることができる者として水産庁長官が認めた者

② 申請書類(電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。)

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 海外水産開発割当ての認定書の発給

平成29年2月22日付け28水漁第1415号「「太平洋種にしん」認定書(海外水産開発割当て)発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

4の(3)の②又は5の(3)の④により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
- イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「「太平洋種にしん」認定書(海外水産開発割当て)発給要領」に基づき、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当て品目の割当て数量を公表する。
- また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（４）先着順割当て

① 申請者の資格

４の（１）を申請する者以外の者であって、次のすべての要件を満たす者

- ア 太平洋種にしんの輸入契約を締結した者であって、当該輸入契約に基づき自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
- イ 平成２７年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の８０％以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の８０％以上。）であること（消化実績が８０％未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

② 申請書類

- (a) 輸入割当て申請書（２通）
- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地及び船積予定日が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- (c) 誓約書（別紙様式３）
- (d) 申請に係る太平洋種にしんのインボイス又は船荷証券（Ｂ／Ｌ）の写し
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式６）
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

（注１）以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

（注２）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

契約数量の範囲内で申請のあった数量（インボイス又は船荷証券（Ｂ／Ｌ）の写しにより確認できた数量に限る。）を２の輸入割当て限度数量に達するまで申請順に割り当てる（申請に係る輸入契約書に基づき、既に契約数量の一部について輸入割当てを受けている場合には、当該契約数量から既輸入割当て分を除いた数量の範囲内で割り当てる。）。

ただし、輸入割当て申請書の提出日ごとに午前１０時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当て申請数量の総計が輸入割当て限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当て限度数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、先着順割当ての申請受付開始日（平成２９年３月８日）に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入割当てを受けた日から3か月以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当て証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当て証明書のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当て証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出する必要がある。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当て数量の80%未満（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当て数量の80%未満。）の場合であつて、自然災害（不漁を除く）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む）、支払先銀行（国名又は地域名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当て品目の割当て数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

5 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当て（実績割当て）を申請受付開始日（平成29年3月8日）に申請する場合、需要者割当て及び海外水産開発割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

（１）申請時に必要となる情報

- ① 品目コード
P H
- ② 申請受付窓口及び申請部署コード
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 S A E

（２）申請受付期間

- ① 商社割当て（実績割当て）
平成29年3月8日

（注）申請受付開始日（平成29年3月8日）の午前0時から午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

- ② 需要者割当て
平成29年3月8日から平成29年6月7日まで
- ③ 海外水産開発割当て
平成29年4月22日から平成30年4月21日まで

（注1）申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

（注2）申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

（３）添付書類

- ① 運用通達に規定する別紙参考様式第1による、申請者本人が申請にあたって提出すべき書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ② 商社割当て（実績割当て）を申請する場合
 - (a) 4の（１）の①－１のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）
 - (b) 4の（１）の①－１のウに示す輸入通関した太平洋種にしん全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む）、支払先銀行（国名又は地域名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証

の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）

- (c) 平成26年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者及び平成27年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）並びに当該年度の輸入割当証明書の写し
 - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1）
 - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
 - (f) 4の（1）の①－1のア及びイの要件を満たす者にあつては、対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式7）
 - (g) その他審査に必要と認められる書類
- ③ 需要者割当てを申請する場合
- (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書
 - (b) その他審査に必要と認められる書類
- ④ 海外水産開発割当てを申請する場合
- (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書
 - (b) その他審査に必要と認められる書類
- ⑤ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書（様式自由）

（注）添付書類等については、申請受付窓口を持参又は郵送で提出することができる。

（4）その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

＜電子申請届出受付窓口＞

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（システム管理係）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0538

ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

6 本輸入発表に関する問い合わせ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0532

ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/importquota.html

〔別紙様式 1〕（過去に商社割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		年 度 別	平 成 2 6 年 度	平 成 2 7 年 度	合 計
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当数量					
④ 輸入承認数量					
⑤ 平成 2 8 年 1 月 3 1 日までの輸入通関実績累計					
輸 入 通 関 実 績	平成 2 8 年	2 月分			
		3 月分			
		4 月分			
		5 月分			
		6 月分			
		7 月分			
		8 月分			
		9 月分			
		1 0 月分			
		1 1 月分			
		1 2 月分			
	平成 2 9 年	1 月分			
⑥ 合計（平成 2 8 年 2 月 ～平成 2 9 年 1 月）					
⑦ 輸入通関実績総計（⑤+⑥）					
⑧ 輸 入 消 化 率（⑦÷③＝％）					

（注） 1 平成 2 5 年度以前の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づく商社割当てにより⑥の期間に輸入通関があった場合は、年度別欄に該当する年度を追加の上、輸入通関実績を記入すること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式 1〕（過去に先着順割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		年 度 別	平 成 2 7 年 度 (先着順割当て)	平 成 2 8 年 度 (先着順割当て)
① 輸入割当年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当数量				
④ 輸入承認数量				
輸 入 通 関 実 績	平成 2 8 年	4 月分		
		5 月分		
		6 月分		
		7 月分		
		8 月分		
		9 月分		
		1 0 月分		
		1 1 月分		
		1 2 月分		
	平成 2 9 年	1 月分		
		2 月分		
		3 月分		
		4 月分		
		5 月分		
		6 月分		
		7 月分		
		：		
⑤ 合計（平成 2 8 年 4 月～ 平成 年 月）				
⑥ 輸 入 消 化 率（⑤÷③＝％）				

（注）用紙は、A 列 4 番横長とする。

「太平洋種にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	太平洋種にしん			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所 (同上)				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 〔兼職先の名称 及び兼職先 における役職名〕	兼職先の「太平洋種 にしん」の輸入割当 ての有無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期	月 ～	月
(9) 「太平洋種にしん」の担当の 役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順 上位5名を 記載〕	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合に は、「太平洋種にし ん」の輸入割当ての 有無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
(11) 本輸入発表に基づき商社割当 て若しくは先着順割当てを申 請している他の法人又は個人 (既に割当てを取得した者を 含む。)と支配関係にないこと の確認 〔①～④について確認の上、全ての □にチェック(☑)すること〕	☐	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接 に保有又は出資する関係」にないこと。		
	☐	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」 にないこと。		
	☐	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にない こと。		
	☐	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
(12) 「太平洋種にしん」の輸入 代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれか に○をつけること〕	① L / C (開設銀行： 開設依頼人：) ② T / T ③ B / C ④ その他			
(13) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6) 及び (7) の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう（ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。）。
- 2 (13) の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A 列 4 番縦長とすること。
- 4 (6) 及び (13) の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類（各 1 部）〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近 1 か年の有価証券報告書（なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。）

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し（申請日より 3 ヶ月前までに発行されたものに限る。）
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し（電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。）
- ・ 直近 1 か年の決算報告書

※ 商社割当て（実績割当て）を申請する場合であって、申請受付日から 9 か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当て（実績割当て）の申請者と一時的に支配関係（「発行済株式総数若しくは出資総額の 2 分の 1 超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の 2 分の 1 超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。）となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し（申請日より 3 ヶ月前までに発行されたものに限る。）
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から 1 年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨（「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと）を記載した理由書により代用することができる。

誓 約 書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

平成 29 年 2 月 22 日付け輸入発表第 21 号に基づき行う本先着順割当ての申請に係る キロ
の太平洋種にしんについては、提出した輸入契約書の履行として、既に漁獲を終え、輸入契約の最終条件
について輸出者と合意済みのものであり、上記輸入発表等関係法令の規定に従い、全量確実に日本に輸入
するものであることを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「太平洋種にしん」の先着順割当
てについて、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

〔別紙様式 4〕（商社割当て追加申請用）

「太平洋種にしん」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		割 当 方 式	商社割当て（追加申請分）
① 輸入割当年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当数量			
④ 輸入承認数量			
⑤ ④÷③＝％			
輸 入 通 関 実 績	平成 2 9 年 3 月分		
	4 月分		
	5 月分		
	6 月分		
	7 月分		
	8 月分		
	9 月分		
	1 0 月分		
	1 1 月分		
	1 2 月分		
⑥ 合 計（平成 2 9 年 3 月 ～平成 年 月）			
⑦ 輸入消化率 （⑥÷③＝％）			

（注）用紙は、A 列 4 番横長とすること。

「太平洋種にしん」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	PH - (AE) - 16 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社・先着順
割当日	平成 年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提出年月日 _____

住所 _____

会社名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

F A X _____

年	原産地	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A)-(B)	(B)/(A)
	全体																
	うち 日本産																
	全体														(前年からの累計)		
	うち 日本産																
	全体														(前々年からの累計)		
	うち 日本産																

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証 (I/L) の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した (消化率100%) 場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。

提出先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 6〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成 29 年 2 月 22 日付け輸入発表第 21 号に基づく、「太平洋種にしん」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

対外決済を伴う取引であることの誓約書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

平成 29 年 2 月 22 日付け輸入発表第 21 号に基づく「大平洋種にしん」の輸入割当てが、原則として対外決済を伴う取引を対象としていることを認識しており、商社割当て（実績者割当て）の申請者の資格となる過去の「大平洋種にしん」の商社割当て（実績者割当て）に基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、その全量が対外決済を伴う取引であることを誓います。また、当該「大平洋種にしん」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「大平洋種にしん」の商社割当て（実績者割当て）について、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領

平成29年2月22日付け輸入発表第21号に基づく「太平洋種にしん」の発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1. 内示書の発給

- (1) 内示書発給申請書の提出先
水産庁漁政部加工流通課
電話 03-3501-1961
FAX 03-3591-6867
- (2) 内示書発給申請書の提出期限
平成29年3月3日
- (3) 内示書発給申請資格者
北海道漁業協同組合連合会
北海道水産物加工協同組合連合会
全国水産加工業協同組合連合会
- (4) 提出書類
発注限度内示書発給申請書 1部
配分先計画書（別紙様式1） 1部
- (5) 内示書の発給基準
 - ① 申請数量が内示書発給予定数量の範囲内のときは、申請数量によって発給する。
 - ② 申請数量が内示書発給予定数量を超えるとときは、発給予定数量によって発給する。
- (6) その他の事項
 - ① 本要領により内示書の発給を受けた者は、当該輸入太平洋種にしんの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
 - ② 本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、(4)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

2. 発注方法等

- (1) 内示書の発給を受けた者は、以下の方法で発注を行わなければならない。
 - ① 加工業者等の要望等に基づき、原材料として太平洋種にしんを供給するため、輸入商社等に対して発注を行うこと。
 - ② 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者については、3.の実績報告が提出されていることを確認すること。
 - ③ 平成26年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成27年3月16日付け輸入発表第21号）に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該輸入割当てを受けた日から平成28年12月31日までに太平洋種にしん輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限とする。

- (2) 内示書の発給を受けた者は、必要に応じて修正した配分先計画書とともに、別紙様式2により商社別発注数量を水産庁へ提出することとする。

3. 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者から発注を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに、前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて、発注元である内示書の発給を受けた者へ提出することとする。また、内示書の発給を受けた者は、当該輸入通関実績を取りまとめの上、別紙様式3により同月15日までに水産庁へ提出することとする。なお、当該報告書の内容については、「平成28年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて」（平成29年2月22日付け輸入発表第21号）4の(2)の⑤のオに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年、12月末までの割当年度ごとの輸入通関実績等を、1月15日までに別紙様式4及び5により水産庁に提出することとする。
- (3) (1)において、発注を受けた者は、輸入通関実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出することとする。これを受けて、発注元である内示書の発給を受けた者は、確実に輸入通関が行われたことを確認の上、(1)の書類と併せて水産庁に提出することとする。
- (4) 発注を受けた者は、輸入通関実績に係る提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てが行われないことがある。

需要者割当内示書発給申請用

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

平成28年度「太平洋種にしん」配分先計画書

団体名 印

発注年月日	配分先名	数量(トン)
	合 計	

注) 配分先(販売先)は加工業者単位で記入すること。
数量が確定していない場合は、概数で記入する。

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

平成28年度 「太平洋種にしん」商社別発注数量

平成29年2月22日付け28水漁第1415号により当団体宛に発給された「太平洋種にしん」発注限度内示書に係る発注を以下のように行います。

発注年月日	発注先商社名	発注数量(トン)
	合 計	

需要者割当内示書受給者用

「太平洋種にしん」輸入通関実績報告書
平成 年 月 ～ 月分

団 体 名

(1) 年度別消化状況

割当年度/期		26年度	27年度	28年度	合 計
割当数量					
輸入通関実績	既報告分				
	今回報告分				
	小 計				
失 効 量					
差し引き有効数量					

(2) 平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国
	26年度							
				小計				
	27年度			小計				
	28年度							
小計								
小計								
合計								

需要者割当内示書受給者用

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

平成 年度「太平洋種にしん」輸入通関実績

平成 年 月 日付け 水漁第 号により当団体宛に発給された「太平洋種にしん」発注限度内示書に係る実績を以下のとおり報告します。

発注商社名	配分先名	数量(トン)
	合 計	

注) 配分先(販売先)は加工業者単位で記入すること。

需要者割当内示書受給者用

「太平洋種にしん」商社別消化実績

団体名

単位:kg

発給年度 団体への割当量	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	発注量	使用量	失効量	有効残量	発注量	使用量	失効量	有効残量	発注量	使用量	失効量	有効残量
合 計	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00

「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領

平成29年2月22日付け輸入発表第21号に基づく「太平洋種にしん」の認定書（海外水産開発割当て）（以下、「認定書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1 認定数量

33,000トン

2 原産地

「太平洋種にしん」の原産地は、効果的で持続可能な保存管理措置に則り資源開発が行われている以下に掲げる国とする。

アメリカ合衆国

3 申請者の資格

2における原産地の政府機関が認める漁業管理団体又は水産物輸出団体が輸出取引先であると認めている者

4 申請手続

(1) 提出先

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室

電話 03(3501)1961

FAX 03(3591)6867

(2) 申請受付期間

平成29年4月18日から平成30年4月17日まで（ただし、土曜日、日曜日、休日及び祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(3) 申請書類

1) 本要領に基づき初めて申請を行う者

① 認定書発給申請書（別添様式1）（2通）

② 該当する下記のいずれかの書類

ア 法人の場合

・ 法人の登記簿謄本の写し

イ 法人以外の場合

・ 申請者本人の住民票の写し

- ③ 6の①のアに係る数量を申請する者においては、申請数量の根拠となる輸入通関状況が明記されている輸入承認証の写し。なお、過年度の「太平洋種にしん」海外水産開発割当ての申請の際に、今回の申請で必要とされる輸入承認証の写しを提出している場合、別添様式2を以て代えることができる。

2) 本要領に基づき既に認定書の発給を受けている者

- ① 認定書発給申請書（別添様式1）（2通）
② 6の②のイの申請をする者においては、申請数量の根拠となる輸入通関状況が明記されている輸入承認証の写し

5 事後提出書類

本要領に基づき認定書の発給を受けた者においては、以下の書類を輸入の有無にかかわらず毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて提出すること。

- ・ 輸入通関実績報告書（別紙様式）
- ・ 輸入通関実績がある場合は当該輸入通関実績に係る「太平洋種にしん」の輸入契約書あるいはインボイス（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日が明記されているもの。）の写し、若しくは当該認定書に基づく輸入承認証の写し（なお、輸入契約書については、既に提出している場合は、輸入通関実績報告書の欄外に提出日と提出した旨の記載をすることで提出を省略することができる。）

なお、認定書の船積地域が原産地以外の地域を含む場合は輸入契約書等原産地を確認できる書類を提出すること。また、当該輸入通関実績が第三国の保税地域内で加工された後、我が国に搬入されたものである場合は、上記の書類に加え、加工に関して交わされた委託加工契約書の写しを提出すること。

なお、輸入通関実績報告書の内容については、「平成28年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて」（平成29年2月22日付け輸入発表第21号）4の（3）の⑤のエに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

また、この提出が行われなかった場合であって、合理的な理由がないと認められる場合は、来年度以降の「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領に基づく認定書の発給を行わないことがある。

6 認定書発給基準

1 申請者1回当たりの認定数量は、以下の数量を限度とし、申請のあった数量を1の認定数量に達するまで申請順に認定する。

① 本要領に基づき初めて申請を行う者

ア 平成16年度以降の太平洋種にしんの輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当てまたは海外水産開発割当てによる輸入通関実績のある者においては、輸入割当てが行われた年度別の太平洋種にしんの需要者割当て、漁業者割当て及び海外水産開発割当てによる輸入通関数量の合計が最も多い年度の輸入通関数量の1.2倍の数量を限度として500トンを超えて申請できる。

イ ア以外の者については、５００トンを限度とする。

② 本要領に基づき既に認定書の発給を受けている者

ア ①のアの申請を行った者で、①のアにより計算される申請の限度数量から本要領により既に認定された数量（２回以上の認定を受けている者は累計の認定数量）を差し引いた数量が５００トンを超える場合は、この数量を限度として申請できる。

イ ①のアの申請を行った者は①のアより計算される申請の限度数量、また、①のイの申請を行った者は①のイより計算される申請の限度数量から、本要領により既に認定された数量（２回以上認定を受けている者は累計の認定数量）を差し引いた数量（以下「残余認定数量」という）が５００トン以下である者で、残余認定数量を超えて申請を行う場合、当該認定による輸入通関数量（２回以上の認定を受けた者はその累計の輸入通関数量）が本要領により既に認定された数量（２回以上の認定を受けている者は累計の認定数量）の８０％以上である者に限り、５００トンを限度として申請を行うことができる。

ウ ア及びイ以外の者は、残余認定数量を限度として申請できる。

7 注意事項

本要領に基づく申請は、委任状による代理申請ができる。ただし、１人の代理人が複数の申請を取りまとめて行うことはできない。

なお、申請書類の不備等の場合、または同一申請者名による重複申請が判明した場合は失格となるので、十分注意すること。

また、認定書発給後に申請書類に不实記載があったことが判明した場合、若しくは当該認定書に基づき取得した輸入割当数量に対する輸入通関実績がない場合、来年度以降の認定書発給を行わないことがある。

認定書の船積地域の記載を変更する場合、認定書の原本、認定書内容変更申請書（任意様式、申請者名により変更内容及び変更理由を記載すること）及び必要に応じ変更理由を証する書類を用意し、書面申請手続と同様の方法で手続きを行うこと。

8 その他の事項

（１）本要領により認定書の発給を受けた者は、当該輸入太平洋種にしんの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。

（２）本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、４、５及び６に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

〔別添様式1〕

「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給申請書

水産庁長官 殿

申請者名（法人に
あつてはその名称
及び代表者の氏名）

⑨

住 所

電 話 番 号

申 請 年 月 日

平成29年2月22日付け28水漁第1415号「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。

なお、「事後提出書類」については、上記発給要領に定められているとおり提出いたします。

記

1. 品 名

太平洋種にしん

2. 関税率表の番号及び商品名

（関 税 番 号）

（商 品 名）

0301・99-2

03・02

03・03

03・04

03・05

活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、
塩水づけ及び乾燥のにしん並び
ににしんのフィッシュミール

3. 原産地

4. 船積地域

（＊原産地以外の地域となる場合、当該地の保税地域で加工を行う（可能性も含む。）か否かの別を記載。複数地域の記載も可）

例）船積地域：〇〇〇（原産地）、〇〇〇（原産地以外の船積地）、〇〇〇（当該地で加工予定）

5. 数 量

KG

上記の通り認定する。

平成 年 月 日

水産庁長官

〔別添様式2〕

水 産 庁 長 官 殿

申請者名（法人に
あつてはその名称
及 び 代 表 者 の 氏 名 ）
⑩
住 所
電 話 番 号
申 請 年 月 日

平成29年2月22日付け28水漁第1415号「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領6の①のアに係る数量を申請する際の申請数量設定の根拠となる輸入承認証の写しについて、今回は既に提出している以下の輸入承認証の写しを利用して申請を行うため、下記のとおり、輸入承認証の写しの提出を本紙の提出を以て代えることといたします。

記

平成△△年度の輸入発表に基づく「太平洋種にしん」海外水産開発割当てについて、申請年月日に〇〇年〇〇月〇〇日と記載し提出した「太平洋種にしん」（海外水産開発割当て）発給申請書により申請を行った際に提出した以下に記載される承認番号及び承認日の輸入承認証

（承認番号）

（承認日）

注

- ・△△年度には、本紙を以て代える輸入承認証を提出した際の太平洋種にしん（海外水産開発割当て）の輸入発表年度を記載
- ・〇〇年〇〇月〇〇日には、本紙を以て代える輸入承認証を提出した「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給申請書に記載した申請年月日を指す。